

独立行政法人 地域医療機能推進機構
滋賀病院附属介護老人保健施設重要事項説明書
(令和8年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

	独立行政法人 地域医療機能推進機構 滋賀病院附属介護老人保健施設
開設年月日	平成11年5月1日
所在地	大津市富士見台16番1号
電話番号	077-537-3102
ファックス番号	077-537-3629
管理者名	中川 義久
介護保険指定番号	介護老人保健施設コード(2550180034)
入所定員	90名(短期入所を含む)
療養室	個室22床 2人部屋8床 4人部屋60床
通所定員	25名

(2) 事業目的と運営方針

趣旨

独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する滋賀病院附属介護老人保健施設(以下「施設」という。)が実施する介護保険施設サービスを提供するにあたり、「大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第13号)に定める規程により適正な運営を図ります。

目的

施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的としています。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用下さい。

運営方針

- 施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。

- 2 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 6 利用者等の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドランスに則り、施設が得た利用者等の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者等またはその代理人の同意を得ることとします。
- 7 施設は、入所者（利用者）の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設の従業者に対し、研修の機会を確保します。
- 8 施設を運営する当該法人の役員及び施設の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。
- 9 施設は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

（3）施設の職員体制

施設の従事者の職種、員数、職務内容等は、次のとおりです。

[1]	施設長	施設の運営管理に関すること	1名（併設病院院長と兼務）
		従業者、業務の一元管理及び法令遵守の指揮命令	
[2]	医師	医学的管理に関すること	1名以上
[3]	薬剤師	服薬管理に関すること	0. 3名以上
[4]	看護職員	看護業務管理に関すること	10名以上
[5]	介護職員	介護業務管理に関すること	17名以上
[6]	支援相談員	相談援助業務管理に関すること	1名以上
[7]	理学療法士	リハビリテーション管理に関すること	3名以上
[8]	言語聴覚士	リハビリテーション管理に関すること	0. 2名以上
[9]	管理栄養士	栄養管理・指導に関すること	1名以上
[10]	介護支援専門員	施設サービス計画作成に関すること	1名以上
[11]	調理師・調理員	食事調理に関すること	業務委託
[12]	事務員	各種事務処理に関すること	2名以上

※令和8年4月1日現在

2 サービス内容

- ① 施設サービス計画
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 7時45分～ 8時45分
 - 昼食 11時45分～12時45分
 - 夕食 17時45分～18時45分
- ③ 入浴（一般浴槽・個別浴槽）

入所利用者は週に最低2回ご利用頂きます。但し、感染症蔓延時や利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション（個別リハ・集団リハ・レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス（併設病院の売店が予約窓口で、別途料金が必要です。）
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくこともありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。詳しくは別紙「利用料金表」をご覧ください）

夜勤職員配置加算	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）	入所日から起算して3月以内に限り、早急かつ集中的な介入の促進を目的として、ADLの維持や向上のためのリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）	入所日から起算して3月以内に限り、認知症の入所者に対して短期間かつ集中的にリハビリテーションを行った場合に加算されます。入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している場合に（Ⅰ）が加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	入所者ごとに担当者を定め、若年性認知症の入所者を受入れた場合に加算されます。
外泊時費用	外泊された場合は、所定金額に代えて外泊時費用をいただきます。ただし、外泊初日と施設に戻られた日は入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。
ターミナルケア加算	医師が医学的所見に基づいて回復の見込みがないと判断した入所者について、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援を行った場合加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援加算（Ⅱ）	在宅復帰・在宅療養支援加算等指標により算出した数が70以上である場合に加算されます。

初期加算（Ⅰ）（Ⅱ）	入所した日から起算して30日の期間について加算されます。
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の施設や医療機関に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	医療機関から介護保健施設への再入所者であって特別食等を提供し、栄養ケア計画を作成した場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）（Ⅱ）	入所期間が1月を超えると見込まれる者で入所者に対し、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所に向けた施設サービス計画書の策定及び診療方針を決定した場合に加算されます。生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に（Ⅱ）が加算されます。
退所時情報提供加算（Ⅰ）（Ⅱ）	入所者の退所後の主治医に対し診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に加算されます。入所者が居宅または他の社会福祉施設等へ退所する場合は（Ⅰ）、医療機関に入院する場合は（Ⅱ）が加算されます。
入退所前連携加算	退所に先立って入所者が希望する居宅介護支援事業者に対して、診療状況を示す文書をもって必要な情報を提供し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に加算されます。
協力医療機関連携加算	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴の情報共有を行う会議を定期的に行っている場合加算されます。
栄養マネジメント強化加算	入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入所者全員への栄養ケアの実施や食事の調整を行い、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出かつ当該情報等を活用した場合に加算されます。
経口移行加算	経管栄養により食事摂取している入所者について、経口による食事摂取を進めるための栄養管理・支援を行った場合に加算されます。
経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）	経口により食事を摂取し、摂食機能障害により誤嚥が認められる入所者に対し多職種が共同して経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が継続して経口での食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算されます。協力歯科を定め、経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合にあつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合に（Ⅱ）が加算されます。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。
療養食加算	食事の提供が管理栄養士によって管理され、医師が発行した食事せんに基づき療養食を提供した場合に加算されます。

<p>かかりつけ医連携 薬剤調整加算（Ⅰ） （Ⅱ）（Ⅲ）</p>	<p>入所前に6種類以上の内服薬が処方されている入所者に対し、入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は、退所時または退所後1月以内に主治医に情報提供し、その内容を診療録に記録した場合に加算されます。</p> <p>（Ⅰ）を算定し、かつ入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用した場合に（Ⅱ）が加算されます</p> <p>（Ⅱ）を算定し、かつ退所時に処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少した場合に（Ⅲ）が加算されます。</p>
<p>所定疾患施設療養費（Ⅱ）</p>	<p>肺炎、尿路感染症、带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とするものに限る）、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪の入所者に投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます</p>
<p>認知症チームケア 推進加算（Ⅰ）（Ⅱ）</p>	<p>認知症介護の指導、専門的、行動・心理症状の予防等に係る研修を修了した者を1名以上配置し、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対するチームを組み、チームケアを実施し、カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、振り返り、計画の見直しを行っている場合に加算されます</p>
<p>リハビリテーション マネジメント計画 書情報加算（Ⅱ）</p>	<p>医師、理学療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。</p>
<p>褥瘡マネジメント 加算（Ⅰ）（Ⅱ）</p>	<p>褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入居時に評価するとともに、3月に1回、評価を行い、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施を活用した場合に加算します。また、入所時の評価で褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等は褥瘡の発生のない場合に、入所時に褥瘡が認められた入所者はその褥瘡が治癒した場合に（Ⅱ）を加算します。</p>
<p>排せつ支援加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）</p>	<p>排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出かつ排泄支援に当たって当該情報等を活用し及び、3月に1回支援計画を見直している場合に加算されます。入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、または、おむつ使用ありからなしに改善した場合に（Ⅱ）が加算されます。排尿・排便の状態の両方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、かつ、おむつ使用ありからなしに改善した場合に（Ⅲ）が加算されます。</p>
<p>自立支援促進加算</p>	<p>医師が入居時に、入居者ごとに、自立支援に係る医学的評価を行い、3月に1回評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加し、医学的評価の結果を踏まえ、多職種協働で支援計画</p>

	の策定、計画に沿ったケアの実施し、3月に1回支援計画を見直した場合に加算します。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、そのフィードバックを活用してPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組を推進することで加算されます。
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に加算されます
新興感染症等施設療養費	入所者等が厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	見守り機器等を導入し、業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出する場合に加算されます
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合、勤続年数が10年以上の介護福祉士が100分の35以上である場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護職員の賃金の改善等を実施している施設に対する加算です。厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして津市長に届け出た介護老人保健施設が、介護保健施設サービスを行った場合、所定単位数に加算(54/1000)されます。

② 支払方法

毎月10日過ぎに前月分の請求書を発行します。原則口座振替でお支払いください。(振替日：毎月20日)

③ 介護保険負担割合証

利用者負担は、利用者負担の割合欄に記載されている割合によって利用者負担金を計算いたします。適応期間欄に記載されている開始年月日～終了年月日の期間内の割合となります。

また、市町村の保険料滞納等の場合は10割を請求いたします。その場合、10割の領収証とサービス提供証明書を発行いたしますので、保険者に連絡し償還払いの手続きを行ってください。

④ 保険証の取り扱いについて

各サービスを利用される期間内に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を1階事務所あて提示をお願いします。

また、提示のあった介護保険被保険者証と介護保険負担割合証のコピー（写し）を取りすぐにご返却いたしますので、ご了承ください。

⑤ その他

入所者（利用者）またはご家族の希望により日常生活に必要なもの（日用品費、教育娯楽費等）を施設が提供する場合は、入所者（利用者）のご負担となります。

4. 施設利用にあたっての留意事項（詳しくは「入所のご案内」をご覧ください）

面会	9：00－17：00までです。
外出・外泊	サービスステーションにお申し出ください。
飲酒・喫煙	飲酒は禁止・施設は敷地内禁煙です。
火気の取扱い	療養室内では火気は一切使用できません。
設備・備品の利用	施設内の機器・備品は大切に使ってください。
所持品・備品等の持ち込み	持ち物にはすべてお名前を記入してください。
金銭・貴重品の管理	貴重品は持参されないようにお願いします。 お金は小銭程度にしてください。
外泊時等の施設外での受診	外泊時等で急な病院受診が必要な場合は、施設までご連絡ください。
ペットの持ち込み	ペットの持ち込みはご遠慮ください。
洗濯	ご家族でお願いできない場合は、衣類洗濯業者をご紹介します。
受診等の付き添い	当施設の医師より病院等の受診の指示が出たときは、ご家族のご協力が必要となります。

5. 非常災害対策

- ・ 防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、排煙装置
- ・ 防災訓練 年2回

非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設等と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めます。

6. 身体の拘束等

当施設では、原則として入所者（利用者）に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、施設の医師がその様態および時間、その際入所者（利用者）の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともにご家族に説明し、同意を得るものとします。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、下記の行為は禁止します。

- ・ 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ・ けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- ・ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ・ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ・ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設では、別紙 1 に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応を行います。

また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、1階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

9. 療養中の事故発生について

療養中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について診療録に記載するものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととします。

10. 個人情報の利用目的

当施設では、利用者及びご家族等の個人情報については、下記の目的に利用し、その取扱には、万全の態勢で取り組んでいます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて同意を得たうえで行うこととします。

①施設内での利用

- 1、利用者に提供する介護サービス
- 2、介護保険事務
- 3、入退所等の療養等管理
- 4、会計、経理
- 5、介護事故等の報告
- 6、当該利用者への介護サービスの向上
- 7、施設内で行われる学生等の実習への協力
- 8、介護の質の向上を目的とした事例研究
- 9、その他、利用者に係る管理運営業務

②施設外への情報提供としての利用

- 1、他の介護保険施設、病院、診療所、介護サービス事業者等との連携
- 2、他の介護保険施設・医療機関等からの照会への回答
- 3、利用者の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- 4、検体検査業務等の業務委託
- 5、ご家族等への療養・病状説明
- 6、保険事務の委託

- 7、審査支払機関へのレセプトの提供
- 8、審査支払機関または保険者からの照会への回答
- 9、医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 10、その他、利用者への介護保険事務に関する利用

③その他の利用

- 1、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 2、外部監査機関への情報提供

1 1. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

当施設では併設の滋賀病院の内科・歯科に協力をいただいておりますので利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応いたします。

また、ご家族に連絡させていただきますのでご協力下さい。

1 2. 当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

1 3. 提携するサービスの第三者評価はありません。

介護老人保健施設について、利用者（代理人）に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 滋賀県大津市富士見台16番1号
名称 独立行政法人 地域医療機能推進機構
滋賀病院附属介護老人保健施設

説明者 氏名

私は、本書面に基づいて、独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院附属介護老人保健施設の職員から、上記重要事項の説明を受けたことを確認し同意いたします。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<身元引受人>

住所

氏名

印

続柄

苦 情 処 理 体 制

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者 支援相談員
相談・苦情受付窓口連絡先 電話番号 077-537-3102
FAX番号 077-537-3629

利用者からの苦情等の対応は、通常常設の窓口で支援相談員が対応し、休日及び夜間の場合は他の施設職員が対応し、支援相談員に連絡、指示を仰ぎ対応する。なお、支援相談員はその対応について施設管理者に報告する。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順

- ・利用者からの苦情→支援相談員→副施設長→施設幹部会議
- ・《対応困難・報告必要事項》副施設長→国民健康保険団体連合会

- ① 利用者からの苦情に対しては、まず支援相談員が対応し、副施設長に報告した上で
事項、内容等によっては、副施設長が直接対応する。
- ② 利用者からの苦情処理については、最優先事項として、迅速を心がけ、適切に対応する。
- ③ 併設病院の『医療安全対策室』と協同し、問題点等を検討し改善に努める。
- ④ 利用者からの苦情に関して、副施設長サイドで対応が困難なとき、あるいは指導監督機関に報告が必要な事項については、国民健康保険団体連合会へ連絡する。
- ⑤ 利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力、指導助言に従って必要な改善を行う。
- ⑥ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体が行う調査に協力、指導助言に従って必要な改善を行う。
- ⑦ 苦情の内容、部内会議での検討事項は台帳に記録し、再発の防止に役立てる。

3 その他参考事項

○サービス提供の質を高めるため、介護支援専門員等施設職員に対する定期的な研修及びケース研究会議を行う。

○当施設以外にも、ご相談や苦情などについての窓口があります。

滋賀県国民健康保険団体連合会 (Tel 077-510-6605)

各市町役所介護保険担当 相談窓口 大津市介護保険課 (Tel 077-528-2753)

草津市介護保険課 (Tel 077-561-2369)

栗東市長寿福祉課 (Tel 077-551-0281)